

松本市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を議会及び市長に提出したので、次のとおり公表する。

令和7年2月12日

松本市監査委員 上杉陽一
同 竹本祐子

1 令和6年度財政援助団体等監査結果報告
別添(写)のとおり

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員

目 次

1	監査の趣旨	1
2	監査の期間	1
3	監査の範囲	1
4	監査の対象	1
5	指定管理の概要	1
6	監査の方法	3
7	監査の結果	4
8	関係法令等（抜粋）	6

1 監査の趣旨

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、松本市監査基準（令和2年監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第6号に規定する公の施設の管理を行わせている団体に対する監査を実施するもので、監査基準に準拠して実施しました。

なお、上記監査に関連して地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づいた施設所管課に対する財務監査及び行政監査も併せて実施しました。

2 監査の期間

令和6年10月2日から令和7年2月11日まで

3 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度監査時点の事業に係る出納その他の事務執行

4 監査の対象（公の施設の指定管理者）

(1) 指定管理者

信州グリーン・シミズオクトグループ

(2) 管理施設

ア 松本市野球場（セキスイハイム松本スタジアム）

イ 松本市四賀球場（信州グリーンローズスタジアム四賀）

(3) 施設所管課

文化観光部 スポーツ本部 スポーツ施設整備課

5 指定管理の概要

(1) 指定管理者

ア 名称

信州グリーン・シミズオクトグループ

（株式会社信州グリーン、株式会社シミズオクトによる共同企業体）

イ 所在地

松本市大字島内1259番地137

ウ 設立年月日

令和5年4月1日

エ 指定の期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

オ 利用料金制の適用

無（委託料方式）

(2) 松本市野球場（セキスイハイム松本スタジアム）

ア 開設年度

平成3年6月

イ 所在地

松本市浅間温泉1丁目9番1号

ウ 規模

敷地面積：42,000m² 両翼98.0m 中堅線122.0m

グラウンド面積：13,694m²

内野（クレー）：2,822m² 外野（天然芝）：7,446m²

ファウルエリア・セフティーゾーン（人工芝） 収容人数：25,000人

屋内練習場あり

(3) 松本市四賀球場（信州グリーンローズスタジアム四賀）

ア 開設年度

令和2年4月

イ 所在地

松本市会田2920番地

ウ 規模

敷地面積 30,465m² 両翼98.0m 中堅線122.0m

グラウンド面積：13,072.3m²

内野（クレー）：2,537.9m² 外野（人工芝）：8,401.4m²

ファウルエリア・セフティーゾーン（人工芝） 収容人数：2,100人

(4) 収支状況

指定管理者

（単位：円）

項目		令和5年度	
		計画額	実績額
収入	指定管理料	71,800,000	71,800,000
	自主事業収入	1,570,000	931,292
	計	73,370,000	72,731,292
支出	人件費	39,210,000	40,591,821
	事務費	25,180,000	26,208,276
	委託料	7,410,000	8,083,514
	自主事業費	1,851,800	1,026,829
	計	73,651,800	75,910,440
収支差額（損益）		△281,800	△3,179,148

(5) 利用実績（令和5年度）

ア 松本市野球場 36,758人

イ 松本市四賀球場 9,355人

6 監査の方法

指定管理者に対しては、施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、施設所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

(1) 監査の着眼点

指定管理者関係	施設所管課関係
<p>(1) 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>(2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。</p> <p>(4) 利用促進のための努力は、なされているか。</p> <p>(5) 管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。</p> <p>(6) 出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備・保存は、適切になされているか。</p> <p>(7) 管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>	<p>(1) 管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。</p> <p>(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</p> <p>(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>(5) 管理に関する経費の算定、支出方法、時期、手続等は、適正になされているか。</p> <p>(6) 事業報告書の点検は、適切になされているか。</p> <p>(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</p>

(2) 委員監査実施日

ア 指定管理者実地監査

令和6年11月15日

イ 施設所管課監査

令和6年11月26日

7 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の対象等」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第21条第2項第6号のとおりであり、同基準第20条第1項における勧告事項は、ありませんでした。

なお、改善事項及び意見・要望事項については、以下のとおりです。

(1) 改善事項

現状における各種事務等について、法令等の規定又は制度の運用等から適正に執行されていないと認め、改善を求める事項は、次のとおりです。

ア 施設使用料の債権管理について

松本市体育施設の設置管理等に関する条例（昭和39年条例第44号）第6条第6項に基づき、原則前納すべき使用料を、施設利用後に納入している事例が多数見受けられました。このうち、納付書が発行され、速やかに納入されているものもありますが、中には、施設利用の10か月後になって収納されたものがありました。

施設所管課において、使用料の調定は、納付書が発行される場合を除き、指定管理者から施設所管課に収納報告書が提出された時点でなされています。そのため、報告書が提出されるまでは施設所管課において債権を把握することができず、適切な債権管理ができていません。

施設使用料の徴収にあたっては、条例に基づき前納を原則としつつ、やむを得ず後納となる場合においては、債権管理ができる仕組みを構築し、適正な事務処理を行ってください。

(2) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は、次のとおりです。

ア 指定管理者関係

(ア) 築30年以上経過する松本市野球場は、指定管理者の努力で施設の維持管理が適正にされており、そのノウハウを生かして松本市四賀球場も適切に管理されています。限られた指定管理料の中ではありますが、引き続き適切な管理を実施してください。

(イ) 自主事業に関し、様々なノウハウを持つ株式会社シミズオクトの支援の下で、素晴らしい施設が松本市にあることをアピールし、施設の有効活用を図ってください。

(ウ) 令和6年7月2日に松本市野球場において、プロ野球公式戦が開催されました。松本市野球場は、県内においてもプロ野球公式戦が開催される数少ない球場の一つであり、その魅力を市の内外にアピールしていくください。

イ 施設所管課関係

- (ア) 指定管理者とのコミュニケーションを密にし、基本協定に沿った業務が行われているかどうかの確認や適切な指導に努めてください。また、人事異動などによって担当者が代わる場合には引継ぎを適切に行い、指定管理者との関係性を保つよう取り組んでください。
- (イ) 松本市野球場は築30年を超える老朽化等による劣化がみられます。今後、令和10年度に開催される国民スポーツ大会を見据えた整備が行われますが、利用者や指定管理者の要望を踏まえ、利用者・観客が安全に使用できるような整備を行ってください。
- (ウ) 松本市野球場・松本市四賀球場の駐車場不足に対しては、駐車場シェアリングサービスの導入を検討するなど、利用者の利便性向上に取り組んでください。

8 関係法令等（抜粋）

◎地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

◎松本市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

第20条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第4条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者）へ提出するものとし、監査（第4条第1項第7号から第9号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点

- (4) 監査等の主な実施内容
 - (5) 監査等の結果
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項第5号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

◎松本市体育施設の設置管理等に関する条例（昭和39年条例第44号）

第6条

- 6 使用料は、使用を許可されたときに前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。